

# 近世出羽国における焼畑の検地・経営・農法

— 村山郡のカノを中心に —

米家泰作

- I. はじめに
- II. 検地におけるカノ畑の処遇
  - (1) 羽前地方の概況
  - (2) 鳥居領山形藩の元和検地
  - (3) 保科領山形藩の寛永検地
  - (4) 酒井領検地と幕府領寛文・延宝検地
- III. カノ畑の分布と所持
  - (1) 広域的な検討
  - (2) 田麦野村元和検地帳の検討
  - (3) 狸森村元和検地帳の検討
  - (4) 砂子関村寛文検地帳の検討
  - (5) カノ畑の経営的性格
- IV. カノの農法的性格とその変化
  - (1) 作付け期間と作物
  - (2) カノ畑の拡大傾向とその意義
- V. おわりに

## I. はじめに

小稿は、近世の東北日本でカノと称された焼畑に関して、検地における処遇と経営的・農法的性格を検討するものである。

筆者は先に、焼畑検地は太閤検地の時点からありえたこと、ただし当時の「山畑」という地目は、後世の焼畑と単純に同一視できないことを論じた<sup>1)</sup>。その際課題として残されたのは、近世の焼畑の経営的・農法的性格、および当時の人々による焼畑の認識、検地が焼畑に与えた影響や村落構造との関わり、な

らびにそれらの地域的な差異や近世を通じた歴史的变化といった諸点である。

上記の諸点は歴史地理学においても<sup>2)</sup>、また最近は文献史学においても<sup>3)</sup>、事例に即して部分的に論じられてきた。特に溝口常俊は村落構造との関わりおよび焼畑の面積拡大という論点を、甲斐や飛騨の事例に即して追求した<sup>4)</sup>。しかし、上記の課題を総合的に組み込んだ近世焼畑論に到達するためには、近世初期を射程に入れた事例研究の蓄積が不足している。そこで、近世初期から焼畑検地があった所領に着目し、その検討を積み重ねていくことで、上記の課題に接近していきたい。小稿ではその作業の一つとして、近世出羽国村山郡のカノを取りあげる。

村山郡に注目する理由は、第一に元和9年(1623)の山形藩の検地に「かの畑」が含まれ、後続の検地にも類型がみられること、また関連史料の翻刻がよく進んでおり、広域的な検討が容易なためである<sup>5)</sup>。ここから、近世の早い時期における焼畑の性格、および検地における処遇を窺うことができる。

第二に、カノは山口弥一郎<sup>6)</sup>や佐々木高明<sup>7)</sup>によって東北地方日本海側の焼畑類型として位置づけられてきた。両者は、稲作と競合しない夏焼きが中心であることや、経営規模の小ささ、そして野菜(カブ)栽培の比重の大きさに着目した。そして山口は「鎌倉以後か、近世<sup>8)</sup>」にカノが普及したと推測し、

佐々木もそれに同意しつつ、「菜園型」焼畑ないし水田農業の「補助耕地」だと位置づけた<sup>9)</sup>。

両者の見方はカノを後発的で補助的な農法として想定するものであったが、山口が春焼きから夏焼きへと農法が変化した可能性を推測し<sup>10)</sup>、また佐々木が「ナラ林文化論」においてカブを再評価したことは見逃せない<sup>11)</sup>。六車由実が指摘するように、カノは稲作に先行するか否かで単純に位置づけられるべきではなく<sup>12)</sup>、まずは経営と農法の歴史的な実態を検討する必要がある、その点でも村山郡の事例は有益だと思われる。

しかし先行研究を振り返る時、近現代のカノに関する研究が現在も続いているのに比して<sup>13)</sup>、近世のカノを正面から論じた考察は乏しい。福島・山形・秋田県の各自治体史には近世のカノへの言及が散見され、カノは東北地方の日本海側一帯で営まれていたと想定されるにも拘わらず、一つにはカノ畑の経営規模が小さく見積もられてしまうために、そしておそらくは近現代のカノの姿を近世以前に単純に当てはめる傾向があるがゆえに、近世東北社会のなかにカノを位置づける議論が展開してこなかったものと思われる<sup>14)</sup>。

そのなかで、寛永年間の村山郡酒井忠重領で生じた白岩一揆の一因として検地とカノの関係を検討した渡辺為夫の研究は、注目に値する<sup>15)</sup>。渡辺は、寒河江川左岸の酒井領の石高が、カノ畑を標的とした寛永5年(1628)の検地によって全体として約1割も増大し、特に山村では急激な年貢増加が生じたと推測した。一方、金山耕三が検討した村山郡の近世末の日誌からは<sup>16)</sup>、水田や常畑と労働力の配分が競合しない形で、夏焼きのカノが営まれていた例が窺われる。これらの研究は少数ながら、検地におけるカノ畑の処遇がもつ意義、およびカノの経営的・農法実態を復原する意義を示唆している。

そこで小稿では、まず17世紀村山郡の諸検

地におけるカノ畑の処遇を検討する(Ⅱ章)。次に郡全体のカノ畑の分布を確認するとともに、3つの村落の農地の分布と所持を通じてカノ畑の経営的性格を検討し(Ⅲ章)、その上でカノの農法的性格を議論していきたい(Ⅳ章)。

## Ⅱ. 検地におけるカノ畑の処遇

### (1) 羽前地方の概況

天正18~19年(1590~91)、陸奥・出羽両国で太閤検地が実施された際、会津地方では焼畑が「山畠」として検地された可能性があるが、出羽国は不明の点が多い<sup>17)</sup>。少なくとも羽前地方に関しては、伊達領置賜郡と最上領村山郡・最上郡では、本格的な太閤検地は行われなかった<sup>18)</sup>。

しかし置賜郡では蒲生領となった後、文禄3年(1594)に太閤検地が行われ、「焼き畑」の地目表記を含む検地帳が近年検討されている<sup>19)</sup>。慶長3年(1598)、置賜郡は上杉領となり、米沢藩として存続するが、寛永14~16年(1637~39)に総検地が実施され、「焼畑」の地目表記を含む検地帳が伝わる<sup>20)</sup>。その検地条目には「焼畑ハ鋤目入候者竿あてへし、鋤目無之处ハ不可打事」とあり<sup>21)</sup>、休閒地の除外を定めていた。このように置賜郡では近世の早い時期から焼畑が検地対象に含まれていたが、カノ畑よりは「焼畑」が公的な地目表記としては一般的だったようである<sup>22)</sup>。

一方、櫛引・田川郡は慶長6年(1601)に最上領に加えられ、慶長16年(1611)に検地が行われた。しかし伝存する検地帳にはカノ畑を記載した例はみあたらない<sup>23)</sup>。

次いで元和8年(1622)、最上氏改易に伴い、村山・最上・櫛引・田川郡には鳥居領山形藩・戸沢領新庄藩・酒井領庄内藩などが置かれ、山形藩や庄内藩では総検地が実施された。しかし庄内藩ではカノ畑を記載した検地帳の例がなく、かつ山間部では検地を行わなかったとみられ<sup>24)</sup>、カノ畑を検地対象として

位置づける動きはなかったとみられる。

結局のところ羽前地方では置賜郡と以下で検討する村山郡でのみ、近世の初期からカノ畑の検地が行われた。カノ畑の処遇は所領によってかなり異なるものだったといえる。

## (2) 鳥居領山形藩の元和検地

村山郡のうち山形盆地を領地とした鳥居氏の山形藩は、元和9～10年(1623～24)に総検地を実施した<sup>25)</sup>。次の例のようにカノ畑を含む検地帳が8点知られる<sup>26)</sup>。

西田

半部 かの畑 三畝十仁歩 土佐  
年貢不出<sup>27)</sup>

表1に整理したように、地目表記は仮名と宛字が混在する不統一なものではあったが、「かの畑」という地目が設定されていた。

上記の例にみられる「年貢不出」の注記は、一般の田には苅高、畑・屋敷には永高が記される箇所であり、先領主最上氏の年貢高を示す<sup>28)</sup>。「かの畑」の場合、原則として「年貢不出」の但し書きがあるか、あるいは但し書き自体がない。従って、最上氏が年貢対象地として把握していなかったカノ畑を、鳥居氏は意図して検地対象に取り込んだことになる。

その際鳥居氏が、太閤検地において焼畑に対応する一般的な地目表記であった山畑や切畑、焼畑でなく<sup>29)</sup>。「かの畑」を採用したことは重要である。三河出身の譜代大名鳥居氏にとって、カノは全く新奇な語彙であったと思われるが、取えて地元と呼称を採用したのは、下々畑より下位の検地対象として在地の理解を得るためだったと推測される。いずれにせよ、これは焼畑の現地名を検地の正規の用語として用いた非常に早い例の一つである。

かくして検地対象に取り込まれたカノ畑は、検地帳の記載様式においては、他の地筆と特に異なる点はみられない。村請や共同名請人(分付記載は除く)の例は見いだされ

ず、「かの畑」地筆と一般の地筆の記載位置を区分する意図も認められない<sup>30)</sup>。またⅢ章で扱う狸森村検地帳にはわずかに2坪や4坪で一筆として記載された「かの畑」も散見され、必ずしもカノ畑が緩やかに検地されたわけではなかったと考えられる<sup>31)</sup>。

一方、斗代は検地帳には記されず、各村の年貢高を整理した寛永元年(1624)の「定納之事」において示された。それは石盛法で石高を算出するものでなく、年貢高を直接算出する斗代取米法(反取法)に依るものであり、田方がかなり高率であるほか、村によって多様であることを特色とする<sup>32)</sup>。畑方の斗代を整理すれば(表2)、「かの畑」は下々畑の下位に位置づけられ、斗代取米法であることを勘案しても、かなりの低率だったといえる。

なお、属地主義的に地筆を収録した検地帳に対して、「定納之事」は出作り分の年貢を属人主義的に名請人の村に帰属させるものであった<sup>33)</sup>。ただし「定納之事」を伝える山口村・田麦野村に限っていえば、検地帳と「定納之事」の「かの畑」面積は一致し(表1)、ともに「かの畑」は村境の内部にあって、自村民のみが名請けしていたことが分かる。

## (3) 保科領山形藩の寛永検地

寛永13年(1636)、鳥居氏は改易され、山形藩領の大部分は保科氏に与えられた。保科氏は寛永15～16年(1638～39)、鳥居氏の元和検地を継承する形で総検地を実施し、斗代の改定に重点を置いた<sup>34)</sup>。ただし検地帳は後に回収されたとみられ、カノ畑を含むものは現存していない。しかし元和検地の「定納之事」と同じ性格をもつ「定納一紙」が多く伝わっており<sup>35)</sup>、また一部の村では村明細帳から検地結果を知りうる<sup>36)</sup>。

表1には、それらの史料からカノ畑検地が確認できる20の村を示した。まず目につくのは、地目表記が「鹿野畑」(または「鹿野島」)に統一されたことである。この表記が

表1 17世紀出羽国村山郡におけるカノ検地

(面積の単位は畝、歩)

村	史料の種類	耕地面積計	カノ畑面積	耕地面積の比率			カノ畑の 地目表記	典拠
				水田	常畑	カノ畑		
<b>元和9～10年(1623～24) 鳥居領山形藩検地</b>								
(1) 狸森 内山之分[1]	検地帳	1864.05	249.05	21%	66%	13%	加ノ畑 加野畑 かノ畑 鹿野畑	山形県史資料篇8
		92.12	6.06	4%	89%	7%	かの畑	山形県史資料篇8
(2) 小白府	検地帳	1085.19	25.07	43%	55%	2%	加乃島 加乃畑	山形県史資料篇8
(3) 門伝	検地帳	13112.09	10.07	79%	21%	0.1%	か乃畑 加野畠 かの畑 か乃畠	山形県史資料篇8
(4) 長谷堂	検地帳	26639.09	144.28	77%	22%	1%	加乃畑	山形県史資料篇8
(5) 上切畑	検地帳	1867.01	152.29	22%	69%	8%	鹿野畑	山形県史資料篇8
(6) 山口	検地帳	22240.28	16.00	32%	68%	0.1%	賀野畑	山形県史資料篇9
	定納之事	14335.22	16.00	47%	53%	0.1%	賀野畑	山形市史資料69
(7) 田麦野	検地帳	3153.10	166.18	50%	44%	5%	か野畑 かの畑	山形県史資料篇9
	定納之事	3177.04	166.18	50%	44%	5%	鹿野畑	山形市史資料69
(8) 猪野沢	検地帳	5400.08	393.29	27%	66%	7%	かの畑	東根市史通史編
<b>寛永15～16年(1638～39) 保科領山形藩検地</b>								
(2) 小白府	定納一紙	1257.08	25.07	42%	56%	2%	鹿野畑	山形市史資料69
(3) 門伝	定納一紙	13477.21	10.07	77%	20%	0.1%	鹿野畑	山形市史資料69
(4) 長谷堂	定納一紙	22089.18	17.08	78%	22%	0.1%	鹿野畑	山形市史資料8
(6) 山口	定納一紙	14215.04	16.00	40%	60%	0.1%	鹿野畑	山形市史資料69
(7) 田麦野	定納一紙	3975.06	166.18	47%	49%	4%	鹿野畠	山形市史資料69
(8) 猪野沢	定納一紙	5834.03	324.15	35%	60%	6%	鹿野畠	山形市史資料69
(9) 上野	定納一紙	9375.22	12.12	57%	43%	0.1%	鹿野畠	山形市史資料69
(10) 行沢	定納一紙	2271.15	15.09	36%	63%	1%	鹿野畑	山形市史資料69
(11) 上宝沢	定納一紙	4934.09	0.16	34%	66%	0.01%	鹿野畑	山形市史資料69
(12) 常名寺	定納一紙	2060.21	9.29	76%	24%	0.5%	鹿野畑	山形市史資料69
(13) 滝平	定納一紙	1542.29	43.28	52%	45%	3%	鹿野畑	山形市史資料69
(14) 深沢	定納一紙	612.21	9.20	61%	37%	2%	鹿野畑	山形市史資料69
(15) 根際	定納一紙	7053.04	2.00	64%	36%	0.03%	鹿野畑	山形市史資料69
(16) 貫津	村明細帳	8936.00	30.07	59%	41%	0.3%	鹿野畑	山形市史資料8
(17) 沼沢	定納一紙	6023.10	199.02	45%	52%	3%	鹿野畑	山形市史資料69
(18) 野川	村明細帳	6725.00	1.00	36%	64%	0.01%	鹿野畑	東根市史編集資料4
(19) 万善寺	村明細帳	2714.09	17.63	44%	55%	1%	鹿野畑	東根市史編集資料4
(20) 後沢	村明細帳	3889.18	352.18	56%	35%	9%	鹿野畑	東根市史編集資料4
(21) 沢渡	村明細帳	4306.13	151.00	54%	43%	4%	鹿野畑	東根市史編集資料4
(22) 観音寺	村明細帳	7321.21	99.11	54%	45%	1%	鹿野畑	東根市史編集資料4
<b>寛文11～延宝3年(1671～75) 幕府領検地</b>								
(23) 山寺 (TH)	村明細帳	7593.24	本田 17.00	48%	51%	1%	鹿野畑	山形県史資料篇13
			新田 35.16					
(24) 杉下 (TH)	村明細帳	4355.14	本田 0	47%	44%	9%	かの畑	山形市史資料9
			新田 394.18					
(25) 大蔵 (TH)	村明細帳 など[2]	5090.02	本田 62.23	47%	43%	11%	鹿野畑	山辺町史資料集1
			新田 472.04					
(26) 上萩野戸 (TH)	村明細帳	1933.14	22.02	62%	37%	1%	鹿野畑	山形市史資料9
(27) 岩根沢 (S) [3]	村明細帳	2572.24	新田 401.15	74%	10%	16%	鹿野畑	山形県史資料篇13
(28) 砂子関 (S) [3]	検地帳	141.02	新田 67.08	2%	51%	47%	鹿野畑	西川町史編集資料5
(29) 白岩 (S)	村明細帳	10071.13	新田 52.12	85%	14%	1%	鹿野畑	寒河江市史編集叢書34
(30) 牛房野 (T)	村明細帳	7923.10	379.22	79%	17%	5%	鹿野畑	尾花沢市史の研究

表中に示した史料・典拠(注26, 35, 36, 44参照)により筆者作成。耕地面積は他村への出作り分が判明する場合は合算した。幕府領検地に関しては、先行する検地(鳥居領山形藩元和検地(T)・保科氏領山形藩検地(H)・酒井領寛永検地(S))、およびカノ面積における本田・新田の区別(判明するもののみ)を示した。[1] 寛永16年保科氏検地に際し、長谷堂村検地帳より狸森村検地帳に移動したとされる部分。[2] 検地帳が伝わるが本田部分のみと思われるため、村明細帳・年貢割符から新田の数値を算出した。[3] 酒井領検地に由来する無反別・永荒の「かの畑」が別途記載されている。

表2 鳥居領山形藩元和検地の斗代

(単位は斗)

村	上畑	中畑	下畑	下々畑	かの畑
(6) 山口	3	2.5	2	1	0.5
(7) 田麦野	2	1.5	1	0.5	0.3

表1と同じ史料・典拠により筆者作成。村の番号は表1と同じ。

選択された理由は明らかでないが<sup>37)</sup>、以後、代表的な用字として用いられていくことになる。

次に、元和検地の面積が判明する村を比較すれば、全く変化のない村(小白府、門伝、山口、田麦野)があり、作付地が変動したであろうカノ畑を厳密に把握したとは思えない。一方、常明寺村では元和の「定納之事」に「かの畑」の記載がなかったが、寛永の「定納一紙」では出作りの「鹿野畑」が僅かに記され、新たに検出されたカノ畑だと考えられる<sup>38)</sup>。また狸森村の場合、元和検地帳に寛永検地時の修正が書き込まれており、「荒」や水田となった「かの畑」の例が散見される(IV章に後述)。これらの例はカノ畑の扱いが全く無修正ではなかったことを示しており、村によってカノ畑の処遇は若干の差異があったといえる。

続いて斗代(表3)に関しては、元和検地(表2)に比較して畑方が全体として引き上げられたことが窺えるが、「鹿野畑」に関しては0.5斗に統一されている。その結果、行沢村や長谷堂村(狸森村への出作り)のように、下々畑と「鹿野畑」がともに0.5斗となり、地目として「鹿野畑」を区分する意義が失われた村も少数ながら生じた。

なお、出作りについて付言すれば(表3)、出作りにのみ「鹿野畑」がみられる常明寺村や野川村では他村でカノが行われる一方、深沢村や沢渡村では自村民だけでなく複数の隣接諸村から「鹿野畑」が入り作されていた。元和検地に関しては山口村・田麦野村に限って「かの畑」の出入り作がないことを先述し

表3 保科領山形藩寛永検地の斗代

(単位は斗)

村	上畑	中畑	下畑	下々畑	鹿野畑
(2) 小白府	2.7	2.2	1.7	1	0.5
(3) 門伝	4.3	3.8	3.3	2.6	
[1] 萩窪	3.5	3	2.5	1.8	0.5
(4) 長谷堂	4.5	4	3.5	2.5	
[2] 瀧山手			2.5	1.5	0.5
狸森より				0.5	0.5
(6) 山口	3.5	3	2.5	1.8	0.5
(7) 田麦野	3	2.5	2	1.3	0.5
(8) 猪野沢	4	3.5	3	2.3	0.5
沼沢より					0.5
(9) 上野	3.5	3	2	1	0.5
(10) 行沢	3	2.5	2	0.5	0.5
(11) 上宝沢	5	4.5	3.5	1	0.5
(12) 常名寺	4	3.5	3	2.3	
滝平より					0.5
深沢より					0.5
(13) 滝平	4	3.5	3	2.3	0.5
深沢より		3.5	3		0.5
(14) 深沢	4	3.5	3	2.3	0.5
(15) 根際	3.5	3	2.5	1.8	0.5
(16) 貫津	3	2.5	2	1.3	0.5
(17) 沼沢	4.5	4	3.5	2.8	0.5
(18) 野川	3.5	3	2.5	1.8	
観音寺より			3		0.5
沢渡より				2.5	0.5
(19) 万善寺	4	3.5	3	2.3	
沢渡より		3.7	3.2	2.5	0.5
(20) 後沢	4.2	3.7	3.2	2.5	0.5
(21) 沢渡	4.2	3.7	3.2	2.5	0.5
(22) 観音寺	4	3.5	3	2.3	0.5

表1と同じ史料・典拠により筆者作成。村の番号は表1、表2と同じ。「～より」は「他郷より入」として他村における出作り分が記載されたもので、「鹿野畑」を出作りする村のみ示した。[1] 門伝村のうち「萩窪・七ツ松」の斗代。[2] 長谷堂村のうち「瀧山手・取窪手・とちほさま」の斗代。

たが、実際には出入り作を伴う村々が他に存在していた可能性も考えられよう。

#### (4) 酒井領検地と幕府領寛文・延宝検地

元和8年(1622)の最上氏改易後、寒河江川の左岸一帯は徳川家の重臣酒井家の三男、酒井忠重に与えられた。この酒井領で寛永10年(1633)に生じた白岩一揆の一因が、カノ畑を標的とした寛永5年(1628)の検地で

あったことは、はじめに紹介した渡辺為夫の論じたところである<sup>39)</sup>。

ただしその検地方式については、一次史料が皆無のため不明の点が多い。渡辺によれば、一揆の結果、酒井領が寛永15年(1638)に幕府領となって以降も、酒井領検地の石高は継承され(多くは荒引きとして年貢が控除された)、次に述べる幕府の寛文・延宝検地においても、年貢が控除される無反別・永荒の「鹿野畑」として特に残されることになった。それは所領の格式に関わる形式上の石高の減少を避けるためだったと考えられるが、そこからは酒井領検地の概要のみが窺い知れるに過ぎない。とはいえこの酒井氏の検地は、17世紀においては他に例がないカノ畑のみを標的とした検地であった。

旧酒井領や旧山形藩領の一部を含む村山郡幕府領では、寛文12年(1672)に寛文・延宝検地が開始された。従来この検地をめぐるのは、斗代取米法から石盛法への転換に関心が集中してきたが<sup>40)</sup>、近世中期の幕府領の基礎を成すこの検地が、焼畑を検地対象とする傾向を帯びていたことは、武蔵国や大和国の例から窺えるところである<sup>41)</sup>。村山郡の場合も同様の傾向があったことは、検地条目の次の一条から明らかである<sup>42)</sup>。

山内二有之候老年作り之かの畑ハ、竿打申間敷候、但、場所見分候而、年々作り可申様子二相見へ候ハ、検地可致事

「老年作り」のカノ畑は除外するが、連作するものは検地するという内容である。この比較的緩やかな指針は、他の幕府領では類例がなく、酒井領の一揆の再現を恐れた結果であるようにも思われる。

検地帳の記載例として砂子関村の例を示す。

坂下 当改

鹿野畑 畑 三畝歩 彦作<sup>43)</sup>

この「鹿野畑」の記載様式は他の地目と異なる所はなく、村請や共同名請人の例はない。鳥居領山形藩の元和検地と同様、カノ畑

は個人名請けが特徴だったとみられる。

表1には村明細帳より検地結果を知りうる村々を整理した<sup>44)</sup>。カノ畑の地目表記は、保科領山形藩の寛永検地と同様、ほぼ「鹿野畑」に統一されるとみられる。また本田(先検地を継承する地筆)と新田(新たに検地された地筆)の区分が判明する村については両者のカノ畑面積を示した。山寺村・大蔵村の場合、先行する山形藩の検地で検地されていたカノ畑が本田に継承され、さらに本田を上まわる新田「鹿野畑」が検出されている。一方、杉下村や白岩村では、初めて「鹿野畑」が検出されたことになる。これらは、上記の検地条目から考えれば、必ずしも強圧的な検地の結果として理解されるべきではなく、カノ畑の面積拡大を反映したものと考えられる。

次に斗代(表4)を検討すれば、石盛法への転換に伴う高斗代が認められ、「鹿野畑」も1ないし2斗に統一されるとみられる。他の地目と比較すれば、「鹿野畑」の斗代は相対的には軽かったとみられるが、白岩村や牛房野村のように下々畑の斗代が低く、「鹿野畑」と差異がない村もあった。

以上より、17世紀村山郡でみられたカノ畑検地の特色として、下々畑より下位の地目を設定して検地対象を拡げる意図と、「鹿野畑」に地目表記が統一される傾向が窺える。その際、カノ畑検地の徹底性は、酒井領のように一揆を惹起したケースがある一方、他の地目

表4 幕府領寛文・延宝検地の斗代

(単位は斗)

村	上畑	中畑	下畑	下々畑	鹿野畑
(23)山寺	11	10,8	6	4	2
(24)杉下	13,12,11	11,10	9	7,5	1
(25)大蔵	10	9,7	8,6	4	1
(26)上萩野戸	11	10	9,6	7,6,4	2
(27)岩根沢	7	6	5	4	1
(28)砂子関		5,3	4,2	3	1
(29)白岩	8	7	6	5,1	1
(30)牛房野	6	5	3	2	2

表1と同じ史料・典拠により筆者作成。村の番号は表1と同じ。

と同様だったと思われる鳥居領山形藩の元和検地、それを追認した保科領山形藩の寛永検地があり、そして比較的緩やかな幕府領検地という違いがあった。ただし幕府領では以降、散発的にカノ畑検地が行われた形跡がある<sup>45)</sup>。これを除いて18世紀以降、村山郡では大きな検地がなく、上記の諸検地が規定的な役割を果たすことになった。

このように鳥居氏や保科氏、酒井氏といった他地方に出自を持つ領主や幕府代官らがカノ畑に関心をいただいた背景には、当地方のカノが稲作と併存して比較的広範に分布するものだったことが大きいと思われる。そこでⅢ章では、カノ畑の分布を広域的に確認した上で、村落レベルの農地の分布と所持の状況を窺い、カノ畑の経営的性格に接近したい。

### Ⅲ. カノ畑の分布と所持

#### (1) 広域的な分布の概況

図1はⅡ章で論じた諸検地に関して、検地史料や村明細帳等に依りつつ<sup>46)</sup>、各村のカノ畑の有無を示したものである。全く同時期の状況を示すものではないが、17世紀にカノを営んでいた村落の立地条件が判明する。

第一に、山形盆地外縁の山麓線に近似する標高200mの等高線に注目すれば、この前後がカノ畑分布の下限となっていた。カノは山間から山麓に至るまで広範に営まれていたのであって、奥地山村に固有の農法という理解は当てはまらない。極端な例としては、寛文検地で「鹿野畑」が検出された大淀村(図1中のB\*)は、村明細帳において自らを「里方二而、山方二無御座」と述べていた<sup>47)</sup>。少数ながら「里方」の村でさえカノが営まれていたことには注目される。

第二に、カノを営む村々の耕地面積に占めるカノ畑の比率は、決して高いものではなかった。耕地面積中の水田、常畑(カノ畑以外の畑)、カノ畑の比率をみれば(表1)、カノ畑の面積比は数%に満たない村がほとんど

であり、5%を越えれば多い方だといえる。ただし47%に及ぶ砂子関村のような例も少数ながらあった。対して水田の比はおおよそ30~80%にわたることから、農業の重心が水田か、常畑か、あるいはその両者にありながら、カノを併用する村々が多かったことが分かる。また、岩根沢村のようにカノ畑が比較的多く、かつ水田率も高い村もあり、水田とカノ畑の面積比は単純に反比例するものでもなかった。このように面積は決して大きくないとしても、一般の稲作・畑作と組み合わせさせて併存していた点に、農業経営上のカノの存在意義があったといえる。

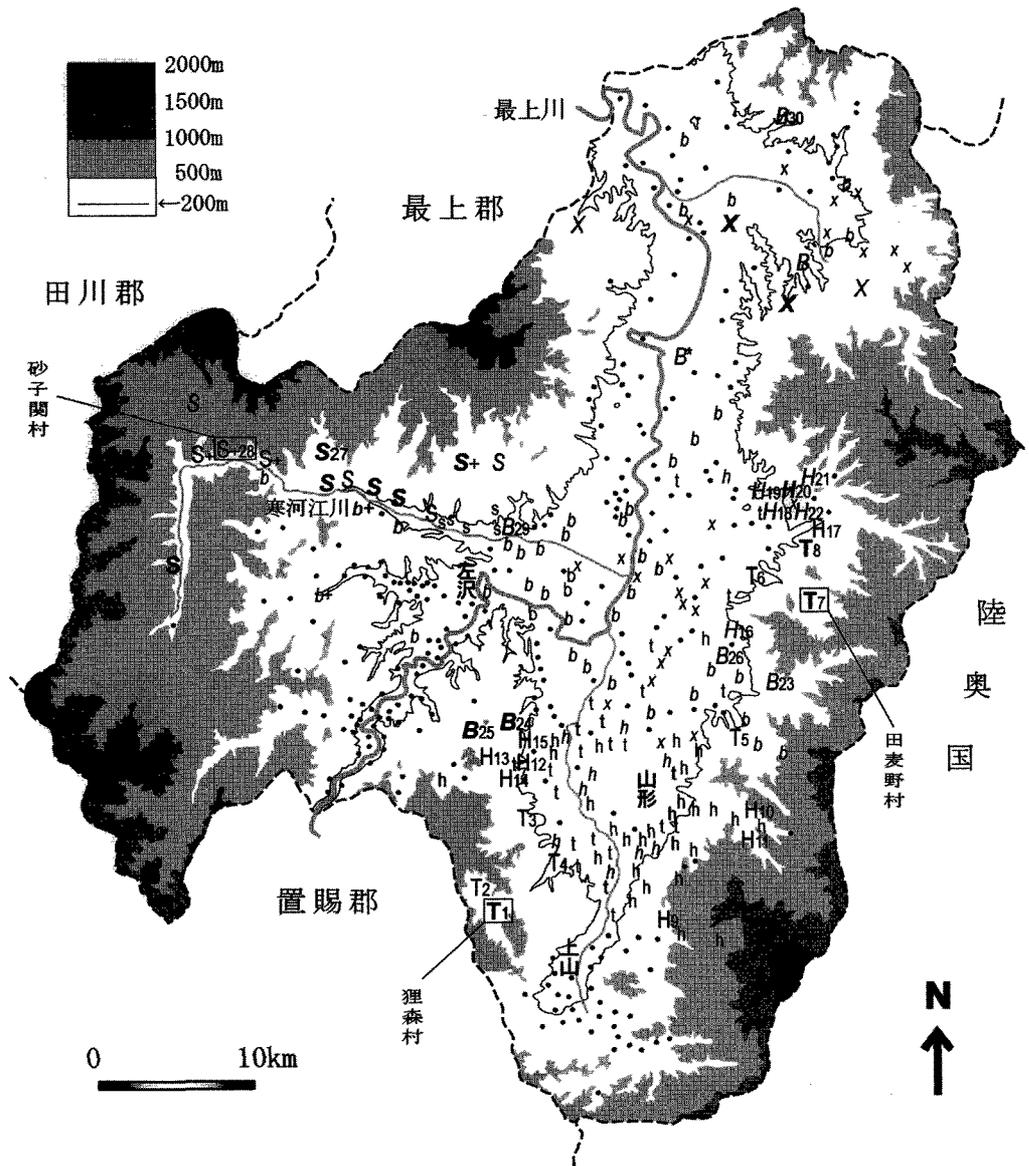
そこで次に、水田の比重が比較的高い例として田麦野村を、常畑の比重が高い例として狸森村を、そしてカノ畑の比重が高い例として砂子関村を選び(各村の位置は図1参照)、それぞれの耕地の分布と所持を検地帳から検討しよう。

#### (2) 田麦野村元和検地帳の検討

田麦野村は最上川の支流押切川上流部の小規模な谷底盆地に位置し(図2)、標高300~400m付近に集落が広がっていたとみられる。同村の歴史地理を概観した長井政太郎らによれば<sup>48)</sup>、元和から明治9年(1876)の間に戸数は32から71へ、水田面積は1.5倍、畑地はカノ畑を含め3.5倍に拡大しており、近世初期の人口密度と開発の程度は、相対的にかなり低かったことが窺われる。

元和9年(1623)検地帳を地名ごとに集計し(表5)、一部の地名を比定した結果によれば、図2中x-yを境として検地帳は南帳と北帳に分かれ、南帳は押切川左岸をおおむね東から西へ、北帳は右岸を西から東へと記載していたと考えられる。水田は谷底盆地の各所、とくに沢水を水源とする山麓部で開発されていたとみられ、その面積は常畑を少し上回っていた。

一方、カノ畑の面積比は5%に過ぎない

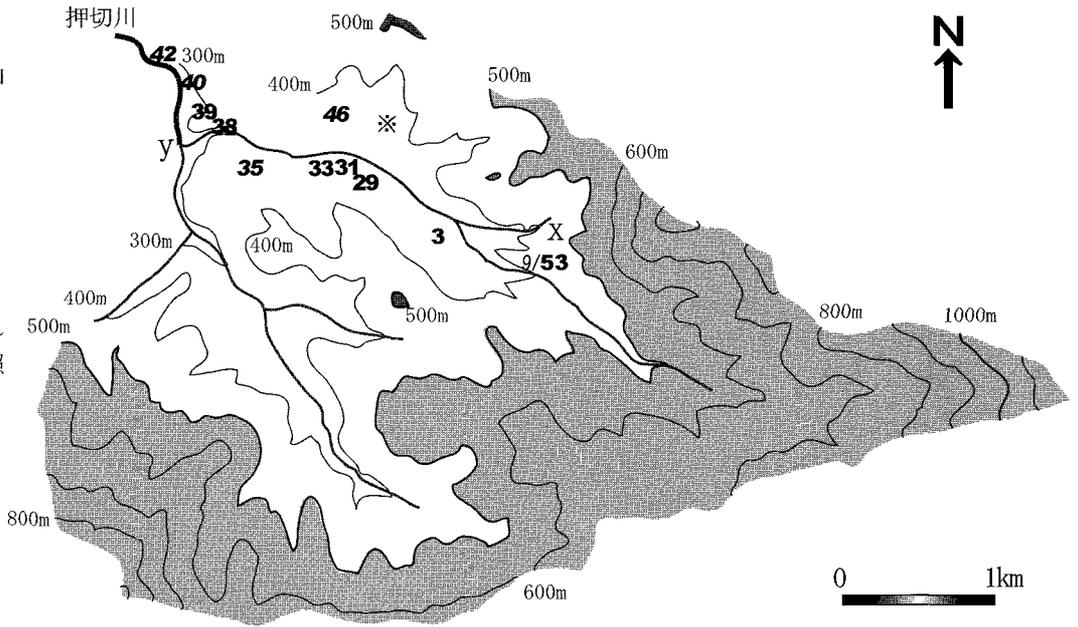


大文字：カノ畑が検地された村，小文字：カノ畑が検地されなかった村  
 太字：カノ面積率が5%を越える村（酒井領検地の場合は鹿野畑の石高が50石を越える村）  
 T/t：鳥居領山形藩元和検地，H/h：保科領山形藩寛永検地，S/s：酒井領検地，  
 B/b：幕府領寛文・延宝検地，+：幕府領の切替畑検地，  
 X/x：他の検地または年代不明の検地，・：資料が得られなかった村

図1 17世紀出羽国村山郡の諸検地みるカノの分布

村に付した番号は表1～3と共通。複数の検地の結果が判明する村は最も古い検地を示したが、先行の検地でカノが検地されず、後続の検地でカノが検地されたことが判明する村は、両検地の記号を併記した。なお史料に関して、一次史料（検地帳・定納之事・定納一紙）に依る場合は標準の字体で示し、村明細帳などから判断される村は斜体字で示した。ベースマップは20万分の1地勢図「新庄」「仙台」「村上」を用いた。

比定地名  
 3野際  
 9/53大畑山  
 29宮ノ上  
 31坂ノ下  
 33西ノ原  
 35稗畑  
 38舟着  
 39舟着下  
 40水際  
 42竿打  
 46メスカレ  
 ※注49参照



地名番号は表5と共通。太字：水田があった地名，斜字：カノ畑があった地名。網掛け部：標高500m以上。

図2 元和9年(1623)検地における田麦野村の概況

ベースマップは明治34年測図5万分1地形図「楯岡」「関山峠」。地名および村域は明治24年謄写「山形県羽前国北村山郡田麦野村全区」(山形地方務局)による。

が、多くは水田と同じ地名に位置している。カノのみが所在する大畑(地名番号9)と大平(同49)は、前者は水田が位置するかの下(同10)や大はたけ入(同53)に隣接していたと考えられ<sup>49)</sup>、カノ畑が単独で存在していたのは後者のみとみられる。従って、カノ畑の大部分は集落や水田に近接した山麓で小規模に営まれていたとみられ、出作り小屋を必要とするような離れた位置で大規模に行われていたとは考えにくい。

次に地筆の所持についてみれば(表6)、屋敷持ち名請人の多くは水田と常畑を同程度所持しており、併せてカノ畑を所持する者が半数程度いた。甚右衛門や久七のように総耕地面積も多く、かつカノ畑の比率が比較的高い者もいた。例えばめすかり(地名番号46)には甚右衛門の地筆9筆があったが、うち5

筆がカノ畑、3筆が水田、1筆が常畑という構成であり、田畑とカノ畑を組み合わせることで経営していたことが窺える。

以上より、水田と常畑を中心としつつも、隣接してカノ畑を開き、程度の差はあれ経営に組み込んでいた者も少なくなかったといえる。ただし無屋敷の名請人にカノ畑比率の高い者が多く、下層の百姓のなかにはカノが自立していくための足がかりとなった者もいたとみられる。

### (3) 狸森村元和検地帳の検討

狸森村は山形盆地西南の白鷹丘陵を開析する谷間に位置し、標高200m~500mにかけて小集落が散在していたとみられる(図3)。元和検地帳に記載された戸数は35戸と田麦野村に近似していたが、その後かなりの

表5 元和9年(1623)田麦野村検地帳の地名別集計

(面積の単位は畝、歩)

地名	水田	常畑	カノ畑	耕地 面積計	カノ畑 面積率	地名	水田	常畑	カノ畑	耕地 面積計	カノ畑 面積率
1 うとう沢	126.05	35.09		161.14		30 屋敷ノ西	1.14	23.19		25.03	
2 屋敷ノ内		3.20		3.20		31 坂ノ下	17.19	0.05		17.24	
3 のきわ	2.04	56.29		59.03		32 屋敷ノ上		4.18		4.18	
4 ミチノ下		4.12		4.12		33 西ノ原	34.20	137.28		172.18	
5 はたけ田*	130.23	26.13	0.15	157.21	0.3%	34 西とうかわら		40.03		40.03	
6 まゝの下		6.08		6.08		35 ひへ畑	477.13	13.16	7.18	498.17	2%
7 ミなミ沢田	6.12			6.12		36 吉ノさわ	32.43		30.24	62.28	49%
8 ミなミはら		28.03	29.13	57.16	51%	南帳小計	1018.01	832.29	93.23	1944.23	5%
9 大畑			20.07	20.07	100%	37 そり目	189.28	0.12		190.10	
10 かの下	2.03	9.14		11.17		38 ふなき	145.23	91.16		237.09	
11 セきはた	1.06			1.06		39 ふなき下	3.10			3.10	
12 さわ田	45.26			45.26		40 水よけ	1.10		3.02	4.12	70%
13 道ノ上*	0.18	62.27	1.24	65.09	3%	41 屋敷ノわき	18.06	128.03		146.09	
14 東田*		4.18		4.18		42 さをんぶち	0.15	46.27	2.10	49.22	5%
15 セキノ下	5.04			5.04		43 屋敷ノ内	8.01	92.09	4.15	104.25	
16 とよノ下	10.04	4.20		14.24		44 かた田	30.23			30.23	
17 西田	49.28	4.25	3.12	58.05	6%	45 くまノ上	7.08	26.02		33.10	
18 もり		22.04		22.04		46 めすかり	23.22	7.00	32.07	62.29	51%
19 土橋	1.00	119.24		120.24		47 かわくぼた	28.22	48.10		77.02	
20 西		31.27		31.27		48 がにざわ	28.07	0.08	1.20	30.05	6%
21 もりノ下	6.12	12.14		18.26		49 大平			24.26	24.26	100%
22 森ノうら		16.00		16.00		50 とち平	0.10	69.05		69.15	
23 もりノ前	1.09			1.09		51 きたさわ	0.05	13.13	4.05	17.23	23%
24 屋敷ノわき	3.12	16.20		20.02		52 北関ばた	23.23			23.23	
25 なわしろ	0.12			0.12		53 大はたけ入	28.18	46.20		75.08	
26 屋敷ノうら	46.21	55.27		102.18		54 林ノ下	27.19			27.19	
27 しつノ下	10.24	10.16		21.10		北帳小計	566.10	570.05	72.25	1209.10	6%
28 中さハノうら		34.07		34.07		総計	1584.11	1402.04	166.18	3153.03	5%
29 ミヤノ上	4.08	45.23		50.01							

「[羽国天童之郡田麦野村縄打水帳] (注5②, 『山形県史資料篇9』) により筆者作成。ゴシックの地名は図2上に比定した地名を示す。\*の地名には面積の記載がない「大林寺分」とされる地筆がある。なお屋敷計184畝07歩には地名の記載がないため集計から除外した。

農地開発が進んだとみられ (IV章で後述)、近世初期の人口密度と開発の程度はやはり相対的に低かったと推測される。

元和9年(1623)検地帳を地名ごとに集計し(表7)、一部の地名を図3に比定した結果によれば<sup>50)</sup>、屋敷は6カ所に分散し、各集落からおおむね1.5kmの範囲内に棚田と常畑、そしてカノ畑が散在していたとみられる。ただし田麦野村と比較すれば、屋敷数や常畑面積が近似しているのに対し、水田は4分の1程度でしかなく、常畑の比重が高かった。カノ畑の面積比は12%と比較的高かったが、太子沢(地名番号44)を除き、常畑と同

じ場所に開かれていたことが分かる。また屋敷のみで地筆が構成される菅(同17)を除き、集落のある場所には必ず水田と常畑とカノ畑が併存していた。カノは集落に近接した位置から少し離れた山腹にいたるまで随所で営まれ、その多くは常畑と組み合わせて経営されていたといえる。

次に地筆の所持をみれば(表8)、地筆の大多数はカノ畑を含めて名請けが分付記載となっており、分散する集落に対応して実質的には5つの小村落に分かれていたこと(表7、図3)、そのうち4つでは複数の分付主が支配的な地位にあり、残る1つは一人百姓

表6 元和9年(1623)田麦野村検地帳の名請人別集計

(面積の単位は畝。歩。斜体字は筆敷)

名請人	屋敷	水田	常畑	カノ畑	耕地面積計	カノ畑面積率	名請人	屋敷	水田	常畑	カノ畑	耕地面積計	カノ畑面積率
土佐*	1	304.03	142.14	4.14	451.01	1%	惣左衛門	1	27.23	25.21	2.15	55.29	4%
なか	1	76.23	123.27	0.06	200.26	0.1%	源左衛門	1	29.15	17.24	6.20	53.29	12%
八郎右衛門	1	93.20	86.17		180.07		丹波		21.20	31.22		53.12	
甚右衛門	1	75.27	59.21	32.07	167.25	19%	藤兵衛*	1	27.06	26.03		53.09	
将監	1	106.00	50.25	3.26	160.21	2%	彦四郎	1	27.06	20.24		48.00	
源右衛門	2	92.07	50.03	1.20	144.00	1%	与左衛門		19.29	22.00	6.00	47.29	13%
藤二郎	1	39.21	95.00	0.04	134.25	0.1%	小一郎		10.19	22.12	7.20	40.21	19%
九郎右衛門	1	56.24	46.25	2.10	105.29	2%	兵部	1	5.10	9.00	24.16	38.26	63%
左衛門五郎	1	17.02	81.10		98.12		惣九郎		21.18	14.16	0.28	37.02	3%
左衛門太郎		54.25	40.22		95.17		寺		20.00		16.20	36.20	45%
二郎兵衛	1	54.03	39.25		93.28		二郎右衛門	1	20.02	13.28		34.00	
久七	1	38.16	25.00	22.28	86.14	27%	左藤二郎	1	19.20	5.02		24.22	
平右衛門	2	26.16	57.26	1.25	86.07	2%	右馬助		15.18		1.26	17.14	11%
主税	1	52.08	29.29		82.07		与七		1.28	0.20	8.08	10.26	76%
兵庫*	1	44.24	34.26	0.18	80.08	1%	左衛門四郎			0.20	3.18	4.08	84%
隼人	1	27.21	48.12	3.27	80.00	5%	弥左衛門			2.10	0.08	2.18	10%
衛門四郎	1	28.00	50.24		78.24		九郎兵衛				2.12	2.12	100%
主計	1	32.09	33.16	8.00	73.25	11%	源蔵				2.12	2.12	100%
藤右衛門	2	43.25	21.16		65.11		やうがく院				0.20	0.20	100%
甚内	1	25.07	36.02		61.09		総計	31	1584.11	1402.04	166.18	3153.03	5%
清八	2	25.26	35.02		60.28								

表5と同じ史料・典拠により筆者作成。\*の名請人には他に面積記載のない「大林寺分」とされる地筆が計5筆ある。

表7 元和9年(1623)狸森村検地帳の地名別集計

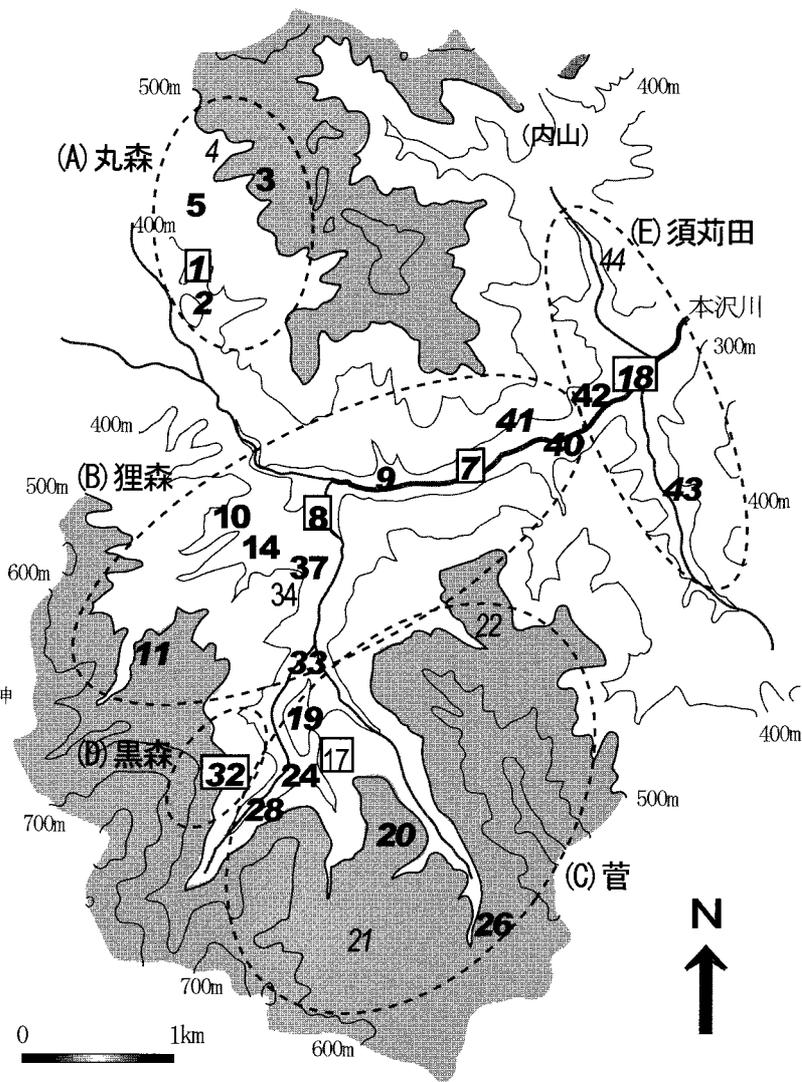
(面積の単位は畝。歩。斜字は筆敷)

地名	屋敷	水田	常畑	カノ畑	耕地面積計	カノ畑面積率	地名	屋敷	水田	常畑	カノ畑	耕地面積計	カノ畑面積率
<b>(A) 丸森</b>							<b>(C) 菅</b>						
1 まるもり	6	13.12	220.21	18.29	253.03	7%	17 菅	9					
2 たてのこし		13.22	58.03	1.28	73.23	3%	19 山の神前[2]		43.02	52.11	17.07	112.20	15%
3 坊屋敷		12.21	39.03		51.24		20 古屋敷	3	16.06	37.26	18.24	72.26	26%
4 境ノ沢			19.09	0.03	19.12	1%	21 おぼたけ作			38.10	56.00	94.10	59%
5 中みね		1.24	39.16		41.10		22 二森			17.05	3.24	20.29	18%
6 しつノしり		5.18	2.08		7.26		23 前沢			2.00	13.22	15.22	87%
<b>(B) 狸森</b>							24 柳町		0.27	30.13		30.40	
7 狸森	9	26.13	11.25	12.24	51.02	25%	25 こわけ		1.00	41.09	5.02	47.11	11%
8 本屋敷		46.20	17.28		64.18		26 といかま		48.05		0.18	48.23	1%
9 くぐとり[1]		36.06	171.28	5.22	213.26	3%	27 南沢			26.23		26.23	
10 永坂		4.05	30.00		34.05		28 入ノ沢		0.18	52.06	2.17	55.11	5%
11 阿ひ沢		5.04		1.12	6.16	21%	29 なてつけ			50.14	2.00	52.14	4%
12 くらこし		5.10	7.26	1.14	14.20	10%	30 たんノまへ		5.28	45.26	0.21	52.15	1%
13 キツツケ			9.18		9.18		31 むかい畑			12.13	1.18	14.01	11%
14 うへのだい		2.00	59.12		61.12		<b>(D) 黒森</b>						
15 上ノ屋敷			5.20		5.20		32 黒森[3]	3	3.00	54.21	10.16	68.07	15%
16 ヤチ		9.26	22.08		32.04		<b>(E) 須苅田</b>						
33 むくい		3.17	20.06	4.12	28.05	16%	18 すかり田	5	30.12	69.04	22.29	122.15	19%
34 狸ノ御所			12.12		12.12		42 ほうの木原		8.18	42.02		50.20	
35 くるみ坂			7.22	20.06	27.28	72%	43 けなし沢		11.23	7.10		19.03	
36 そでくぼ			35.06	3.12	38.18	9%	44 太子沢				18.12	18.12	100%
37 志つはた		7.08	18.08		25.16		<b>(F) 長谷堂村への出作り</b>						
38 田しり		0.24	13.26	1.28	16.18	12%	45 長谷堂分		1.00	19.14		20.14	
39 せど			0.16		0.16		総計	35	393.10	1455.24	249.05	2098.09	12%
40 堂ノ前		17.08	13.14	0.18	31.10	2%							
41 山ノ神		10.22	20.28	0.08	31.28	1%							

「出羽山形領本沢郡長谷堂ノ内狸森御縄地帳」(注5②、『山形県史資料篇8』)により筆者作成。ゴシックの地名は図3上に比定した地名を示す。地名の番号は記載順である。[1] 荒畑2.10を含む。[2] 下荒田5.03を含む。[3] 屋敷はすべて古屋敷。

比定地名

- 1丸森
- 2館ノ越
- 3防屋敷
- 4境ノ沢
- 5中峯
- 7狸森
- 8元屋敷
- 9久々取
- 10長坂
- 11合沢
- 14上の台
- 17菅
- 18須苅田
- 19山の神
- 20古屋敷
- 21大畑作
- 22二ツ森山
- 24柳町
- 26土井釜
- 28入ノ沢
- 32黒森
- 33ぬくい
- 34御所
- 37しずはた
- 40堂の前
- 41狸森山ノ神
- 42朴木原
- 43毛無沢
- 44太鼓沢



地名番号は表7と共通，太字：水田があった地名，斜字：カノ畑があった地名，  
 四角の枠：屋敷のあった地名。(A)～(E)の破線：小村落のまとまり。網掛け：標高500m以上。

図3 元和9年(1623)検地における狸森村の概況

ベースマップは明治36年測図5万分1地形図「山形」同43年「赤湯」「荒砥」，同44年「上ノ山」。地名および村域は明治21年調製「山形県羽前国南村山郡狸森村全図」(山形地方務局)による。ただし地名の一部は現行地形図および江口哲夫『郷土山元村誌』(注50参照)を参照した。なお北東部の「内山」は寛永検地時より狸森村に帰属した箇所であり，元和検地帳には含まれていない。

の村であったことが分かる。ここでは差しあたり，彼らが維持していた中世的な支配構造が分付記載に表れたものと理解しておく。

しかしこの構造がカノ畑の所持に偏りを与

えていたわけではなかった。表8からは，常畑とわずかな水田が各名請人の基本的な組合せであったことが見て取れるが，カノ畑を併せて所持する名請人は全体の3分の2に及

表8 元和9年(1623)狸森村検地帳の名請人別集計

(面積の単位は畝、歩。斜体字は筆数)

名請人	水田	常畑	カノ畑	耕地 面積計	カノ畑 面積率	総地 筆数	分付 筆数	分付主	地筆の分布(ゴシックは屋敷を含む)[1]						
									(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	
甚助 (A1)	10.03	106.01	2.26	119.00	2%	36				36					
金蔵 (A2)	10.10	54.12	7.16	72.08	10%	36				36					
彦一郎	8.23	64.14	3.23	77.00	5%	24	24	A1,A2	24						
宗九郎	7.25	48.14	2.05	58.14	4%	27	26	A1,A2	27						
出雲	4.14	30.08		34.22		15	13	A1,A2	15						
孫九郎	1.21	28.24		30.15		12	8	A2,A1	12						
五郎左衛門	0.22	26.12		27.04		5	4	A2	5						
ぬいの助	3.06	9.14	4.20	17.10	27%	7	6	A1	7						
五郎右衛門	0.03	10.22		10.25		3	3	A2,A1	3						
彦兵衛 (B1)	38.05	64.23	7.23	110.21	7%	44				44					
掃部 (B2)	28.01	56.28	4.26	89.25	5%	43				40				3	
彦左衛門 (B3)	17.14	32.00	3.22	53.06	7%	13				13					
彦右衛門 (B4)		2.20	1.26	4.16	41%	3				3					
助三郎	13.14	57.26		71.10		28	28	B2,B1	28						
四郎左衛門	8.26	32.15	17.14	58.25	30%	28	27	B2,C3,C1	17	11					
八郎左衛門	11.13	33.20	8.06	53.09	15%	16	13	B1	16						
源左衛門	11.27	22.26	8.14	43.07	20%	16	16	B2	16						
今兵衛 [2]	7.12	21.17	13.27	42.26	32%	24	23	B1	24						
源右衛門	7.18	32.08		39.26		15	15	B4,B3	15						
孫兵衛	4.24	29.23	0.24	35.11	2%	20	19	B1	20						
美濃 [3]	9.27	23.02	0.24	33.23	2%	20	19	B1	20						
豊前	5.04	27.15		32.19		15	15	B2	15						
弥八郎	9.06	17.22		26.28		11	11	B4,B3	11						
但馬 [4]	2.18	21.20	0.06	24.14	1%	13	13	B2	13						
太郎左衛門 (C1)	26.08	64.09	12.20	103.07	12%	47					47				
与左衛門 (C2)	23.12	58.12	10.03	91.27	11%	36					36				
太郎右衛門 (C3)	3.15	[5]		3.15		1					1				
与右衛門 (C4)				0.00		0									
主殿	9.20	52.04	15.13	77.07	20%	42	42	C3,B1	1	41					
与七郎	11.13	43.00	21.13	75.26	28%	36	36	C2,C4,C3,B1	2	34					
新五郎 [6]	9.08	49.05	10.02	68.15	15%	29	28	C3,C1		29					
孫六	8.16	50.20	9.04	68.10	13%	26	26	C2,C4,C3,B1	2	24					
大蔵院	4.07	38.25	9.04	52.06	17%	23	22	C3		23					
宮内	8.18	28.14	12.10	49.12	25%	24	24	C2,C3,C4,C1		24					
弥一郎	10.10	24.24	5.28	41.02	14%	24	23	C3,C4		24					
四郎右衛門		0.16		0.16		1	1	C3		1					
藤左衛門	3.00	54.21	10.16	68.07	15%	40					40	[7]			
大学 (E1)	14.20	46.16	16.10	77.16	21%	39	5	F1					34	5	
万助	21.24	19.27	12.21	54.12	23%	28	27	E1,F1					27	1	
新二郎	8.16	21.09	12.10	42.05	29%	16		E1,B2					15	1	
右馬助 [8]	1.10	34.14		35.24		11	10	E1,B2					11		
四郎兵衛	5.13	14.02		19.15		12	12	E1,B2,F1					10	2	
行人無主				0.00		1							1		
十次郎 (F1)				0.00		0									
総計	393.10	1455.24	249.05	2098.09	12%	908	557			164	299	295	40	101	9

表7と同じ史料・典拠により筆者作成。名請人のうち分付主となっている者はゴシックで示した。地筆の分布は表7、図3と同様。(A)丸森。(B)狸森。(C)菅。(D)黒森。(E)須苅田。(F)長谷堂村への出作り、に区分した。[1]藤左衛門を除き屋敷所持者の屋敷は全て1筆づつである。[2]近平を同一人物とみなす。[3]常畑には荒畑1.22を含む。[4]常畑には荒畑0.18を含む。[5]水田はすべて下荒田。[6]水田には下荒田1.18を含む。[7]屋敷は古屋敷3筆。[8]万助と同一人物の可能性もある。

ぶ。分付主のカノ畑面積率は、分付される名請人よりも若干低い傾向はあったが、大学のように、カノ畑の比率が比較的高い者もいた。

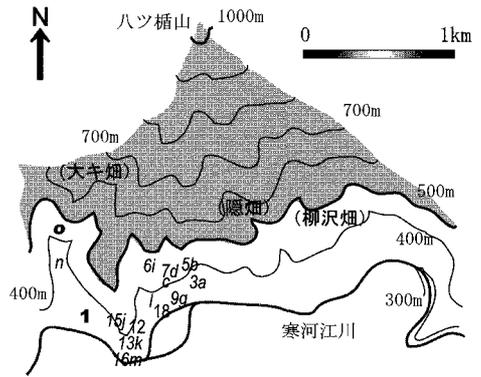
#### (4) 砂子関村寛文検地帳の検討

砂子関村は月山の支尾根が寒河江川に落ち込む急斜面に位置し、標高400m前後に集落や畑地が形成されていたとみられる(図4)。

村落の規模は小さく、寛文検地帳記載の屋敷は16戸に止まる。なお寒河江ダム築造により、集落のあった位置は現在水没している。

寛文13年(1673)検地帳は、酒井領以前の検地を継承する本田と、ほとんどがカノ畑の新田とに分かれるが、水田は微々たるものであり、常畑とカノ畑が耕地全体をほぼ二分していた。一部の地名を比定した結果(表9)、常畑とカノ畑の多くは村域西南部の河岸近くに集中しており、ここに集落が形成されていたと推測されるほか、椿沢や一本木(地名番号n, o)のように少し離れた位置にも若干の地筆があったとみられる。

地筆の所持は(表10)、ほとんどの名請人が常畑とカノ畑を組み合わせて所持する状況にあったが、15戸(茶屋を除く)に対して総耕地面積が1.4町強でしかなく、検地帳の数値をみる限り、極端に小規模な農地所持状態にあった。その原因としては、一つには「老年作」のカノ畑を除外するという検地条目に従い、カノ畑がある程度把握されなかった可能性が考えられる。例えば図4中の柳沢畑付近には明治43年測図地形図「左沢」によれば広大な畑地があり、また標高600m付近に隠



比定地名

1かくれ田, 3a坂下, 5bヤケノ, 6i水上, cハツ橋道, 7d上山, 9g林下, 12ハカト, 13kカニ沢, 15j赤坂, l銚子口, 16m西川原, 18樋口, n椿沢, o一本木

地名番号は表9と共通, 太字: 水田のあった地名, 斜字: カノ畑のあった地名. 網掛け: 標高500m以上.

図4 寛文13年(1673)検地における砂子関村の概況

ベースマップは明治43年測図5万分1地形図「左沢」。地名および村域は明治21年(推定)「西村山郡砂小関村全図」(山形県方法務局寒河江支局)による。ただし一部の地名は『西川町史編集資料5』(注43参照)所収「砂小関地名位置表示図」によった。

表9 寛文13年(1673)砂子関村検地帳の地名別集計

					(面積の単位は畝・歩)							
地名	水田	常畑	カノ畑	耕地面積計	カノ畑面積率	地名	水田	常畑	カノ畑	耕地面積計	カノ畑面積率	
1	かくれ田	本 0.24		0.24		13 k	かに沢	本 3.14	0.27	4.11	19%	
2	屋づま		本 14.13	14.13		14	新関	本 0.12		0.12		
3 a	坂ノ下	本 2.03	12.00	14.03	85%	h	よしろ道		7.25	7.25	100%	
4	石下	本 2.20		2.20		15 j	赤坂	本 14.15	7.22	22.07	35%	
5 b	やけ野	本 0.05	2.21	2.26	94%	l	ちやよし口	新 5.17	7.10	12.27	57%	
6 i	水上	本 0.15	0.12	0.27	44%	16 m	西川原	本 4.11	0.05	4.16	4%	
c	谷地たて道			5.02	100%	17	くほ	本 0.22		0.22		
7 d	上ノ山	本 3.19	1.22	5.11	32%	18	樋口	本 0.14		0.14		
8	清水ノ山	本 5.00		5.00		n	椿沢			18.29	100%	
e	かきノ木			0.17	100%	o	一本木	新 1.29		0.12	17%	
f	あがと		新 0.06	0.15	0.21	71%	p	よしかべ	新 6.10		6.10	
9 g	林ノ下	本 2.15	0.29	3.14	28%	q	林のね	新 0.12		0.12		
10	あね	本 1.03		1.03		r	はり堂	新 0.19		0.19		
11	ぢゆう口	本 0.20		0.20			総計	本 0.24	本 60.27	67.08	47%	
12	はかと	本 4.06		4.06				新 1.29	新 13.04	144.02		

「砂子関村御検地帳」(注43, 『西川町史編集資料5』)により筆者作成。地名の記号のうち数字は本田のものを、アルファベットは新田のものを記載順に示し、ゴシックは図4中に比定したものである。水田・常畑のうち「本」は本田を、「新」は新田を示す(カノは全て新田である)。なお屋敷数計31畝は地名の記載がないため集計から除外した。

表10 寛文13年(1673)砂子関村検地帳の名請人別集計

(面積の単位は畝・歩。斜体字は筆数)

名請人	屋敷	耕地			カノ畑	
		水田	常畑	カノ畑	面積計	面積率
次郎右工門	1		5.00	18.24	23.24	79%
藤五良	1	0.24	13.00	2.18	16.12	16%
藤左工門	1		6.19	5.29	12.18	47%
市兵衛	1		3.16	7.14	11.00	68%
彦作	1		4.05	5.02	9.07	55%
右京	1	0.28	5.26	2.05	8.29	24%
弥五兵衛	1	1.01	4.14	3.10	8.25	38%
次右工門	1		4.13	3.08	7.21	42%
清吉	1		7.05	0.08	7.13	4%
李之助	1		3.22	3.17	7.09	49%
万蔵	1		5.03	1.29	7.02	28%
権七	1		4.06	2.26	7.02	41%
文蔵	1		1.13	5.09	6.22	79%
次左工門	1		0.15	4.19	5.04	90%
万三良	1		4.24		4.24	
茶屋	1					
総計	16	2.23	74.01	67.08	144.02	47%

表9と同じ史料・典拠により筆者作成。

畑、大キ畑といった地名も残されている。これらの地点に関して、検地帳中に該当する地筆が見いだされない。

ただしもう一つの可能性としては、「湯殿山参詣宿其外へ駄賃取<sup>51)</sup>」の収入が推測され、駄賃稼ぎと畑作を両立させていた可能性が高い。つまり個々の百姓の生業のなかで農業は必ずしも中心でなく、水田や常畑の拡大よりも、造成や維持に大きな労力を要しないカノが積極的に選択された可能性も考えられる。47%という突出して高いカノ畑面積率は、このような背景から理解されよう。

#### (5) カノ畑の経営的性格

以上3カ村の検討より、17世紀村山郡におけるカノ畑の経営上の性格を小括しておく。

第一に、3カ村のいずれにおいても集落に近接してカノ畑の分布がみられ、出作り小屋を必要とするほど集落から遠隔の地にカノ畑が偏る傾向は全くなかった。その背景には、谷底の日照率が極端に低くなるほど急峻な地形ではなく、逆に標高の高い位置は低温となる地形条件<sup>52)</sup>、そして17世紀段階での相対的

に低い人口密度が推測される。

第二の特色として、水田・常畑との経営上の組合せが一般的であった。これは百姓の所持の面においてそうであるばかりでなく、景観の面においても各農地が集落から近い位置でまとまった状態として存在していた。

第三に、カノ畑の所持は土地所持の多寡や村落構造との強い相関性はなく、零細な貧農に限られた農法というよりは、階層を問わず営まれた傾向が認められる。ただし砂子関村の例を別とすれば、カノは全ての名請人に必須の農法だったとまでは考えにくく、カノ畑を経営に組み込むかどうかは、ある程度個々の名請人の選択に左右されていたことが窺われ、田麦野村のようにカノ畑のみを所持する無屋敷名請け人を若干含む村もあった。

以上の結果を受けて、IV章では、カノの農法的性格はどのようなものであったか、検地との関わりおよび農地開発に占める意義に留意して、検討を続けたい。

## IV. カノの農法的性格とその変化

### (1) 作付け期間と作物

佐々木高明は「カノ型」焼畑の農法的特徴として、稲作と労力が競合しない夏焼き、初年の作物はカブやソバ、2年目以降はアワや大豆・小豆、3～4年間の作付けと5～10年間の休閑といった諸点を指摘した<sup>53)</sup>。しかしIII章で触れた幕府領検地の条目が「壹年作り」のカノ畑を除外するものだったことを考えれば、近代の農法をそのまま近世に当てはめてよいか、改めて検討する必要がある。

例えば、酒井領の一揆の訴状として伝わる「白岩目安」に、「前々かの畠と申野山之中伐開キ、壹年替粟稗作<sup>54)</sup>」とある。「壹年替」とは、1年のみ作付けて場所を替えるという意味であろう<sup>55)</sup>。またアワやヒエが主作物であれば、生育期間の関係上春焼きでなければならず、菜園というよりは主穀物生産の性格

を帯びていたことになる。

先稿で触れたように、元禄期の地方書・農書には「一毛作り」の山畑や「焼畠一毛畑」について述べる例があり、寛政6年(1794)の『地方凡例録』は1年作・数年休閑の焼畑を説明している<sup>56)</sup>。このように、近世の中頃まで、わずか1年の作付けで放棄し、そして休閑期間も決して長くはない焼畑が一般的だった可能性は小さくない。

一方、万善寺村ほか4村の元禄5年(1692)の村明細帳に「壹年弐年替り之鹿野畑<sup>57)</sup>」との文言があり、2年ではあるが連作するカノが、近世の中頃には現れていたことが分かる。その点を踏まえれば、幕府領の検地条目は、1年作と連作という二つのカノ農法の併存を前提として、前者を対象外として黙認するものであったといえる。

他方、3年間の輪作を意図した夏焼きのカノが17世紀末に存在していたことは、村山郡からは離れるが、貞享元年(1684)の『会津農書』が「開始ノ年ハ蕎麦ヲ蒔、二年目ニ粟ヲ作ル、三年目ニハ大豆ヲ蒔テヨシ。燕菁ヲ蒔ハ初中後共ニヨシ」と述べる所である<sup>58)</sup>。この例はまさに近代のカノの典型的な農法とされるものである。しかし同時期の会津藩の『貞享風俗帳』には、ソバを蒔く夏焼きとアヲを蒔く春焼きの両者を挙げる例もあり<sup>59)</sup>、『会津農書』の示した農法は、この時期のカノの一般像を示したというよりは、農書という立場から効率的な農法を推奨したものと思われる。とはいえ17世紀のカノが、1年作から2～3年の連作へと、作付け期間を延長する傾向にあったことが窺われよう。

作付け期間の延長は、伐採・焼却に割く労力の軽減や休閑期間の延長に結びつくばかりでなく、複数の作物の輪作をもたらす。再び会津藩の『貞享風俗帳』を見れば、カノの作物として「粟、稗、菜、蕎麦」を挙げる例があり<sup>60)</sup>、遅れて『文化風俗帳』にも「菜、大根、蕎麦」とする例がある<sup>61)</sup>。ここから、少

なくとも会津地方では17世紀の末以降、ソバと根菜を輪作として組み合わせ、そしておそらくはソバやカブの夏焼きから開始するカノが普及していったことが窺える。

一方、近世中期と推定される米沢藩の「直江兼継四季農戒書」は「山畑」の作物として「粟、稗、黍」と「そは」という主穀物のみを挙げる<sup>62)</sup>。また村山郡に戻れば、時期は下がるが文化年間の争論に際し「春毎ニ秣場ニ野火を付焼立草之根を枯し其跡を切起し粟蕎麦麦等作立」と述べた北山村や<sup>63)</sup>、畑方作物を「大豆・小豆」とし、対して「鹿野畑江、蕎麦・粟・藜・稗」として区別する明治3年(1870)白岩本道寺村明細帳の例がある<sup>64)</sup>。これらの例は、アヲ、ヒエ、キビ、ソバなどの主穀物に重点を置くカノが、村山郡では近世を通じて続いていたことを示すものであり、そこには春焼きと夏焼き(ソバ)の両者が含まれていたと推測されよう。

以上より、連作化や根菜を含む輪作、夏焼きといった農法的な変化が、地域差を伴いながらも近世を通じて進行したことが想定される。このうち連作化は、カノ畑1カ所あたり土地生産性の向上を意図したものであり、何らかの人口圧の高まりを背景に想定することができるが、連作化は同時に地力回復に要する休閑期間の延長をも伴うため、いっそう新規のカノ畑開発の面的拡大をもたらした可能性がある。次節ではその点を検討したい。

## (2) カノ畑の拡大傾向とその意義

Ⅱ章(3)で取りあげた狸森村の元和検地帳には寛永検地時の書き込みがあり、地目の変更が窺える<sup>65)</sup>。筆数のみ整理すれば(表11)、水田が若干放棄される一方で、常畑やカノ畑の水田化が進められたことが分かる。特にくらし(表7の地名番号12)では4歩の「かの畑」が1畝20歩の「下々田」に、古屋敷(同20)では1畝の「かの畑」が2畝21歩の「下々田」に成った例があり、水田化が

表11 狸森村元和検地帳にみる地種変更の注記  
(数値は筆数)

元の地種	注記による変更		
	水田	常畑	荒
水田		2	7
常畑	15		2
カノ畑	6		1
屋敷	2		

表7と同じ史料・典拠により筆者作成。

可能なほど比較的緩やかな土地でカノが営まれていたこと、そして水田造成によってカノ畑が駆逐される状況が生じていたことが窺える。

さらに狸森村明和元年(1764)明細帳には<sup>66)</sup>、享保16年(1731)に幕府領となった際の新田検地を加味した耕地面積が記載されており、元和検地帳の数値と比較すればおよそ1世紀間の景観の変化が窺われる(表12)。屋敷数は直接の比較が出来ないが数倍に達する増加があったと推測され、急激な人口圧の高まりに相関して、農地も拡大を遂げたことが分かる。とりわけ水田・常畑の増加はカノ畑を駆逐したことを想像させるにもかかわらず、カノ畑の増加率はそれ以上に高く、人口増に寄与する面が大きかったと考えられる。この状況は、集落の近辺で常畑と水田・カノ畑が組み合わさった元和の景観がそのまま維

表12 狸森村における元和検地後の農地拡大  
(面積の単位は畝・歩)

	元和9年 (1623)	享保16年 (1731)	享保/元和
水田	396.29	681.01	1.7倍
常畑	1538.11	2627.03	1.7倍
カノ畑	255.11	719.09	2.8倍
総耕地面積	2190.21	4027.13	1.8倍
カノ畑面積率	12%	18%	
屋敷(筆数)	36	(*) 126	(*) 3.5倍

表7と同じ史料・典拠および明和元年狸森村明細帳(注66、『山形市史編集資料8』)により筆者作成。享保時との比較のため元和の数値には寛永検地時に長谷堂村より編入された「内山分」を加算している。  
(\*) 享保時の屋敷数が不明なため、明和元年(1764)時点の記載を示した。

持されたというよりは、相対的に傾斜が急で、集落から離れた山野にカノ畑の分布が変化したことを想定させる。

Ⅲ章(1)で確認した通り、村山郡のカノ畑分布地帯は、水田や常畑との組合せを前提とする山間ないし山麓部であり、例えば西南日本外帯の焼畑山村で水田造成適地が極めて限定されることとは対照的である。上記の狸森村の例のように、17世紀の段階でも水田造成の余地を多分に残していた村々が多かったとすれば、その余地に成立した人口増が、カノ畑の分布と農法に影響した面が考えられよう。

その意味で、会津藩の『文化風俗帳』にみられる次の記述は興味深い。

畑うなひの義は、…家廻りのうち畑うない仕舞、山作の鹿野畑へ参りうない、近所の義ハ未明に罷出、夜に入罷帰、…又は遠方へ参り、鹿野畑拵候而時申候類も御座候、是は鹿野蕎麦と申、実生出来方あしき方二御座候<sup>67)</sup>。

畑の整地(うない)は、住居近辺の常畑から始め、次に日帰りできるカノ畑で行うとされる。ここまでは春の農作業を述べたものとみられる一方、さらに遠方でソバを作付けするカノもあるという。後者のカノ畑はソバを作付けすることから、春先の整地や播種の作業が競合しない夏焼きのカノと考えられる。この記述が示す作業の手順は、集落からの距離と労働力配分の優先順位が反映されていると考えられ、集落を中心とする<水田と常畑>/<春焼きのカノ畑>/<夏焼きのカノ畑>という同心円的な景観が、近世後期までに形成された村があったことを窺わせる<sup>68)</sup>。

ではこのようなカノ畑の拡大傾向は、カノ畑の所持のあり方に何らかの形で関わっていたのだろうか。前節で触れた万善寺村ほか4村(野川、後沢、沢渡、観音寺)の元禄5年(1692)村明細帳の該当箇所を改めて掲げる。

御百姓名子水呑共二、山野之内又御百姓野

崎之内鹿野畑二起作り申候、是ハ老年式年替り之鹿野畑にて、御先代より御免被下候<sup>69)</sup>

「御先代」とは寛文8年～天和元年(1668～81)の宇都宮藩領期を指すと思われる、「御百姓」も「名子水呑」もともに行っていた1年ないし2年作のカノ畑が、その時期より無年貢に置かれてきたと述べる。これらの諸村は保科領山形藩の寛永検地でカノ畑が検地されており(表1参照)、明細帳上はそれらの「鹿野畑」面積は控除されていない。従ってここでいう無年貢のカノ畑とは寛永以降に開発されたカノ畑を指すものと解釈される。しかも上記の文言の限りでは、カノ畑の拡大とともに下層の百姓にカノ畑の所持が偏るといった事態があったようには思えず、全階層的にカノ畑が拡大されていたといえる。

ただし野川村のみは文頭の「御百姓」の文言を欠き、山口弥一郎が名子の焼畑耕作例として位置づけている<sup>70)</sup>。実際のところ、野川村は最上川右岸の扇状地上に立地し、元和9年検地帳にカノ畑の記載はなかった<sup>71)</sup>。寛永検地ではわずか1畝のカノ畑が検出されているが、Ⅱ章(3)で触れたようにこれは山麓に位置する隣接村への出作りであり(表3参照)、村内においてカノが農業の中心となる状況にはなかったといえる。このような村方に限っては、農業基盤の弱い「名子水呑」がカノ畑を出作りすることもあったのだろう。

以上より、判断材料が不十分ながら、農法の変化と並行して生じた17世紀以降のカノ畑の拡大傾向は、出作りでのみカノを営む村を除けば、特定の階層に限定されていたわけではなく、人口圧の高まりのなかで各層にとって意義あるものだったと考えられる<sup>72)</sup>。

## V. おわりに

小稿では、近世の出羽国村山郡を中心に、検地におけるカノ畑の処遇、カノ畑の分布と

所持のあり方、そしてカノの農法的性格とその変化を検討した。Ⅱ～Ⅳ章の議論を総合すれば、カノは近世の早い時期においては、山麓から山間の集落の近辺で、水田・常畑と組み合わせて営まれ、連作の傾向が弱い状況にあり、鳥居領・保科領山形藩や酒井領では検地対象として位置づけられた。次いで近世中期にかけて、水田・常畑の面的拡大に伴い、カノ畑は集落近辺からより離れた位置へと駆逐されつつも、面的な拡大を遂げ、農地の拡大に寄与した。

この状況は、溝口常俊が見いだした近世飛騨の状況に類似する面があるが、飛騨の例のように「『焼畑村落』としての性格を強めていった」といえるほどではなく<sup>73)</sup>、安定した水田や常畑と併存する性格は変わらなかった。並行して生じたと推測される連作傾向の高まりと夏焼きの普及は、カノに労働力を最優先して配分できない状況で、カノ畑を継続ないし拡大していくための農法的変化だったといえる。またカノが営まれた村々では、カノ畑は必ずしも全ての百姓に必須のものではなかったが、下層百姓に限定されるというよりは、全階層的に農地の拡大に寄与する所が大きかったと考えられる。

以上の見方は、村山郡内外の広域的な史料の総合に依るものの、特定の村落の詳細な通時的検討を経てはいない。また近世中期以後は、検地による統一的なデータを欠くまま想定を進めたところがあり、また商品作物栽培や<sup>74)</sup>入会林野との関わりについて触れることができなかった。従って、個々の指摘や想定にはさらに厚い検証を要するものが残されているが、小稿では近世のカノの基本的な性格が掴めた所で満足しておきたい。とりわけ、近世のカノが、近現代のカノとは農法的にも景観上も異なる点があったことは重要である。というも往々にして、焼畑は「原始農耕」であるがゆえに、歴史的な発展も変化もないと理解されがちだからである。しかし

近世のカノが、単なる「菜園」ないし「補助耕地」以上の意義があったことは明らかであろう。他地域の近世の焼畑についても、同様の検討を進めることを課題としたい。

(京都大学文学部)

### 〔付記〕

本稿作成にあたり平成15・16年度科学研究費補助金(若手研究B「近世日本における焼畑の地域的差異と変化に関する歴史地理学的研究」)の使用を許された。記して感謝する。なお入稿後、佐々木長生『『会津農書』にみる焼畑農耕』, 季刊東北学2, 2005, 134-145頁, を得た。併せて参照されたい。

### 〔注〕

- 1) ①拙稿「近世の焼畑と検地について」, 愛知県立大学文学部論集49(日本文化学科篇3), 2001, 23-54頁。②同「太閤検地における山畑と焼畑について」, 愛知県立大学文学部論集51(日本文化学科篇5), 2003, 17-61頁。
- 2) ①三浦保寿「椎葉村焼畑検地帳の歴史地理学的研究」, 歴史地理学紀要11・14, 1969・1972, 5-18頁・179-192頁。②田中豊治「日本畑作農業展開と切畑の位置づけ」, 歴史地理学114, 1981, 13-27頁。③藤田佳久『日本の山村』, 地人書房, 185-209頁。④千葉徳爾『近世の山村村落』, 名著出版, 1986, 39-61頁。⑤藤田佳久『奥三河山村の形成と林野』, 名著出版, 1992, 63-97頁。⑥伊藤寿和「紀伊国の『山畑(焼畑)』に関する歴史地理学的研究」, 史境41, 2000, 1-24頁。⑦溝口常俊『日本近世・近代の畑作地域史研究』, 名古屋大学出版会, 2002, 205-323頁。⑧拙著『中・近世山村の景観と構造』, 校倉書房, 2002, 108-196頁。
- 3) ①加藤衛弘「寛文検地と切替畑」, 徳川林政史研究所研究紀要27, 1993, 193-222頁。②山口隆治『白山麓・出作りの研究』, 桂書房, 1994。③大賀郁夫「近世焼畑検地考」, 宮崎県史研究10, 1996, 19-41頁。④武井弘一「近世九州の山村と焼畑」(木村茂光編『雑穀一畑作農耕論の地平一』, 青木書店, 2003), 143-159頁。
- 4) 前掲1) ⑦。
- 5) ①山形県編『山形県史資料篇7』, 巖南堂, 1964。②同『同8』, 同, 1964。③同『同9』, 同, 1965。④山形市総務部総務課分室編『山形市史資料69』, 山形市, 1985。⑤山形県編『山形県史2』, 山形県, 1985, 230-347頁。
- 6) ①山口弥一郎「東北地方の焼畑」, 地学雑誌51・52, 1939・1940, 561-571頁・68-78頁。②同「東北地方の焼畑慣行」『山口弥一郎選集3』, 世界文庫, 1972(初版1944), 267-518頁。
- 7) 佐々木高明『日本の焼畑』, 古今書院, 1972, 156-277頁。
- 8) 前掲6) ②455頁。
- 9) 前掲7) 157-179頁。
- 10) 山口は、東北各地に散見される「夏苧」の地名について、春焼きが常態であった時期から夏焼きを常態とする時期への過渡期の産物と推測し、また増産に迫られてカノが普及した際、農閑期利用と作付け季節の関係で夏焼きが普及したとも想定している。前掲6) ②454および513頁。
- 11) 佐々木高明『日本文化の基層を探る』, 日本放送出版協会, 1993, 76-79頁。
- 12) 六車由実「焼畑研究ノート」, 東北学10, 2004, 276-283頁。同「東北の焼畑—北からの農耕文化論の試み—」, 自然と文化76, 2004, 58-65頁。
- 13) 前掲12)のほか、自治体史の民俗部門でカノが詳述される例が目立つ。館岩村史編さん委員会編『館岩村史4』, 館岩村, 1992, 204-227頁。只見町史編さん委員会編『只見町史3』, 只見町, 1993, 223-243頁。また、東北芸術工科大学東北文化研究センター編『東北文化の広場6 牛房野のカノカブ 山形県尾花沢市牛房野の焼畑』, 同, 2003, が示す映像制作も興味深い。
- 14) 例えば、最近の國安 寛の論考は東北地方の焼畑を論じているが、様々な時期の資史料が併置され、歴史的な変化は論点となっていない。國安 寛「北東北の雑穀と焼畑」, 秋大史学49, 2003, 39-70頁。
- 15) 渡辺為夫『寛永白岩一揆』, 著者発行,

- 1986, 93-132頁。
- 16) 金山耕三「近世山村の一年」(阿部西喜夫先生喜寿記念会編『西村山の歴史と文化』阿部西喜夫先生喜寿記念会, 1987), 319-333頁。
- 17) 前掲1) ②34-36頁。
- 18) 前掲5) ⑤230-236頁
- 19) 原田信男「小国山間部の近世村落」(佐藤宏之編『小国マタギ 共生の民俗知』, 農山漁村文化協会, 2004), 118-155頁。
- 20) 「切添・焼畑にいたるまで徹底した」総検地と評価される。伊豆田忠悦『羽前地方史の研究』, 郁文堂書店, 1979, 326頁。
- 21) 寛永15年「検地法度」(山形県編『山形県史資料篇16』, 山形県, 1976), 94-95頁。
- 22) ただしカノの名称が皆無だったわけではない。原田信男によれば, 新田として開発された泉岡村の寛文6年検地帳に「かの畠」検地帳が含まれる。前掲19) 140頁。
- 23) 前掲5) ①。
- 24) 前掲5) ②, ⑤258-259頁。温海町史編さん委員会編『温海町史上』, 温海町, 1978, 131-133頁。
- 25) ①森谷円人「山形藩初期検地の斗代付けについて」, 山形史学研究13・14, 1978, 96-111頁。②前掲20) 165-184頁。③前掲5) ⑤268-274頁。
- 26) 前掲5) ①, ②。東根市編『東根市史通史篇上』, 東根市, 1995, 336-339頁。
- 27) 「出羽国天童之郡田麦野村縄打水帳」の123筆目。前掲5) ②290頁。
- 28) 前掲5) ⑤270頁。前掲20) 168頁。
- 29) 前掲1) ②。
- 30) なお『地方凡例録』は「鹿野畠」を「タカ計テ無反別」だが、「国ニ寄テ反別ヲ付タルモアル也」とする。村山郡は後者ということになる。瀧本誠一編『日本経済叢書31』, 日本経済叢書刊行会, 1916, 96頁。
- 31) 長井政太郎は寺内村の元和検地帳と延宝検地帳を比較し, 「元和検地では計算に入らぬ火野畑が少なくなかつたのであろう」と説く。しかし元和検地帳は8帖中2冊のみが伝わったものであり, 面積の比較は成り立たない。長井政太郎「出羽国検地帳の研究」, 社会経済史学15, 1949, 85頁。
- 32) 前掲25) ①。
- 33) 前掲5) ④6頁。
- 34) 前掲5) ⑤289-296頁。前掲20) 169-174頁。前掲25) ①。
- 35) ①前掲5) ④。ただし長谷堂村は, ②山形市史編集委員会編『山形市史編集資料8』, 山形市史編集委員会, 1967, 143-147頁。
- 36) 傍記や村高および記載様式から寛永検地の数値を記載したと考えられる村明細帳のみを利用した。①前掲35) ②88-96頁。②東根市史編集委員会編『東根市史編集資料4』, 東根市, 1978, 56-57・71-72・88-89・108-111・134-135頁。
- 37) 仮名表記の場合に意味の取り違えが生じるのを避けるためとも想像されるが, 成案を得ない。なお『地理細論集』以降の地方書には, 「麻(鹿)野畑は人里遠き野畑にて, 猪鹿に喰荒されるといふ意也」という漢字から付会した解釈がみられ, 近世中期には表記の由来が不明となっていた。瀧本誠一編『日本経済叢書』14巻, 日本経済叢書刊行会, 1915, 119頁。
- 38) 前掲5) ④23-25・79-80頁。
- 39) 前掲15)。
- 40) 柏倉亮吉「徳川時代の石盛の一問題」(読史会編『国史論集2』, 読史会, 1959) 1017-1036頁。前掲5) ⑤296-309頁。前掲20), 174-180頁。
- 41) 前掲1) ①31-33頁。前掲2) ⑧。前掲3) ①。
- 42) 寛文12年「御検地二付被仰渡候覚書」(那須恒吉編『西川町史資料19』, 西川町教育委員会, 2001) 79-85頁。
- 43) 「砂小関村新田御検地帳」の1筆目である。堀 伝蔵編『西川町史編集資料5』, 西川町教育委員会, 1976, 76頁。
- 44) 傍記や村高および記載様式の点から寛文・延宝検地の結果を記載したと考えられる村明細帳のみを利用した。①山形県編『山形県史資料篇13』, 山形県, 1974, 377-382・678-682頁。②山形市史編集委員会編『山形市史編集資料9』, 山形市史編集委員会編, 1967, 17-27頁。③山辺町史編纂委員会編『山辺町史資料集1』, 山辺町教育委員会,

- 1999, 18-25・39-46頁。④寒河江市史編纂委員会編『寒河江市史編纂叢書30』, 寒河江市教育委員会, 1984, 5-188頁。⑤同編『寒河江市史編纂叢書34』, 同, 1985, 7-14頁。⑥横山昭男編『尾花沢市史の研究』, 尾花沢市史史料調査委員会, 1960, 132頁。
- 45) 例えば明和9年, 幸生村で「切替畑」が検地されている。寒河江市史編纂委員会編『寒河江市史編纂叢書43』, 寒河江市教育委員会, 1991, 94-97頁。他の例については後掲の図1参照。
- 46) 前掲5) ①-④。前掲15)。前掲26)。前掲35) ②。前掲36) ②。前掲44)。前掲45)。天童市史編纂委員会編『天童市史編集資料2』, 天童市, 1975。同編『同12』, 同, 1979。堀伝蔵編『西川町史編集資料2』, 西川町教育委員会, 1976。同編『同8』, 同, 1979。那須貞太郎編『同9』, 同, 1979。大石田町史編集委員会編『大石田町史史料編』, 大石田町, 1978。
- 47) 前掲35) ②136-142頁。なお「里方」と「山方」という近世の村落類型観については, 前掲2) ③306-353頁。
- 48) 長井政太郎・加藤誠二「田麦野村」, 地理学(古今書院)6-2, 1938, 238-244頁。
- 49) かの下(地名番号10)は大畑け(同9)に続いて記載されており, カノ畑の下方に水田と常畑が連続する景観が想定される。なお大畑けの比定候補としては, 図2中の※の位置に大畑の地名も残っている。しかし南帳の最初の方に記載された大畑けは南岸東部に位置する可能性が高く, 北岸中央部に位置するとは想定しがたい。また北帳末尾の大はたけ入(53)が北岸最東部に位置すると推測されることから, 村の東部に広がる地名「大畑山」が, 「大畑け」と「大はたけ入」に関わるものと判断した。
- 50) すでに江口哲夫が本検地帳の基礎的な検討を行っているが, カノ畑の分布と所持は焦点とされていないため, 改めて検地帳の集計を行った。江口哲夫『郷土山元村誌上巻』, 著者発行, 2000, 127-153頁。
- 51) 天保9年「村差出明細帳」, 前掲43) 80-83頁。
- 52) 図1は集落の高距限界が500m前後であることを示しており, 農業の限界もこの標高を数百m上まわる程度と推測される。
- 53) 前掲7)。
- 54) 寛永10年「白岩目安之事」(山形県編『山形県史資料篇18』, 山形県, 1983) 991-993頁。
- 55) 渡辺為夫は酒井氏のカノ畑検地に関して村方が幕府代官に回答した史料を紹介しているが, 検地されたカノ畑に「押而被仰付候二付翌年作物仕付申候所, 何茂高山冷気早立実栽一切無御座候」だったという。この文面は, 予定のない2年目以降に作付けを強要されたが不作だったと述べるもので, カノが1年作であることが前提となっているように読める。前掲15) 99頁。
- 56) 前掲1) ①。
- 57) 万善寺, 沢渡, 後沢, 野川, 沼沢の各村の「覚書」に含まれる。前掲36) ②。
- 58) 庄司吉之助ほか校注『会津農書・会津農書附録』(日本農書全集19, 農山漁村文化協会, 1982, 101-102頁。
- 59) 「会津郡郷村之品々書上ケ申帳伊南古町組」が「鹿野畑」の農法として述べる。庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳2』, 吉川弘文館, 1979, 206頁。
- 60) 「郷村地方内定風俗帳会津郡長江庄」が「焼畑」の作物として挙げる。前掲59), 243頁。
- 61) 「五目組風俗帳」が「かの畠」の作物として挙げる。庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳3』, 吉川弘文館, 1980, 127頁。
- 62) 東京大学史料編纂所編『大日本史料第十二篇之三十二』, 東京大学出版会, 1984(初版1935), 85-91頁。本史料の成立時期については, 藩政史研究会編『藩制成立史の総合研究 米沢藩』, 吉川弘文館, 1963, 559-566頁。
- 63) 前掲44) ③120-126頁。
- 64) 前掲44) ①688-692頁。
- 65) 寛永検地の役人の名で「御断二て直ス」との注記があり, また元和検地帳では長谷堂村検地帳に収録されていた「内山分」が綴じ込まれていることから, 寛永検地に際して元和検地帳が加筆修正されたものと考えられる。前掲50) 151-153頁。

- 66) 前掲35) ②13-20頁。
- 67) 「大谷組地志方風俗帳」の記述である。なお「金山谷風俗帳」にも類似の記述がある。前掲61) 107頁・156-157頁。
- 68) このような状況がどれほど一般化できるか十分な判断材料がないが、一例として正徳4年畑沢村明細帳に、「百姓屋作致候義、深山木無御座候間、四壁并二山畑地続キに雑木立置、屋作等二仕候」とある。畑沢村では延宝検地および貞享3年検地で「鹿野畑」がかなり検地されており、カノ畑の面積拡大が村の外縁部にまで到達し、樹木植生が非常に薄くなった状況が推測される。前掲44) ①894-898頁。
- 69) 前掲36) ②。
- 70) 前掲6) ①地学雑誌52, 68-69頁。
- 71) 前掲5) ②313-365頁。
- 72) 興味深い例として、寒河江川河岸に臨む白岩村では酒井領検地でカノ畑の検出がなく、幕府の寛文検地において初めて「鹿野畑」が検地された(表1参照)。この「鹿野畑」は、寛文検地帳の写しによれば「枝郷畑村分」との注記をもつ検地帳再末尾の一筆に当たる。畑村は本村の北約12kmの丘陵上に位置し、枝郷形成にあたりカノ畑が切り開かれたものとみえる。文久元年「当村高反別小前書上帳」前掲44) ④9-164頁。
- 73) 前掲1) ⑦270頁。
- 74) 近代以降、カノ畑でクワや青芋を混作する例があり、近世にも遡る可能性がある。武田正『置賜民俗誌』、みどり新書の会、1972, 47-48頁。山形県教育委員会・教育庁文化財課『月山麓月山沢・四ツ谷・砂小関・二ツ掛の民俗』、1976, 25-26頁。また六車由実は牛房野カブの換金作物としての意義を強調している。六車由実「昭和18年の山口弥一郎の牛房野調査に関して」、東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要3, 2004, 265-274頁。

Land Survey, Management and Agronomy of Shifting Cultivation in Early Modern Dewa Province,  
Northeast Japan: *Kano* in Murayama County

KOMEIE Taisaku

Japan had several types of shifting cultivation or slash-and-burn farming. Although their historical geographies had been partly researched, little attentions had been paid to their historical change and regional variations including *kano*, one type of shifting cultivation in the west side of Tohoku. Y. Yamaguchi and K. Sasaki supposed that *kano* had only small subordinate role in agricultural economy and had been introduced in medieval or early modern times after the development of rice paddies. To reexamine their supposition, I study the historical geography of early modern *kano* with special attentions to the treatment in land survey, the management in combination with other stable fields, and the agronomical change.

In Murayama County, Dewa Province, the lord Torii executed a *kenchi* or a general land survey in 1620s using the land category of '*kano*' with the lowest tax, and in 1630s his successor Hoshina and then in 1670s the Shogunate followed it. Their surveys recorded shifting cultivations already spread thinly and broadly in the foothills at an altitude of 200 to 500 meters. Analyses of land use and ownership of three villages show compact landscapes containing paddy and dry fields attached with some shifting cultivations and more than half of landowners in each villages, including upper and lower ones, combining stable fields with *kanos*. From seventeenth to eighteenth centuries, one of those villages experienced conversion of space for shifting cultivation into paddy fields simultaneously with the increase of population and agricultural fields including *kano* itself. This suggests that the extension of shifting cultivations into more remote and steep areas happened with the agronomical changes, which featured continual cultivation over two years and making of *kano* in summer seeded with buckwheat or turnip after the main spring works on paddy fields.

In sum, these processes contributed for supporting more population in foothill areas. The shifting cultivation in west Tohoku might not be the most important economy, but it continued to coexist with other fields and keep its importance.

**Key words:** shifting cultivation, land survey, *kano*, Tohoku